議第21号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(15)の項オ中(ウ)を(エ)とし、同項オ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 政令第137条の12第６項および第７項の規定による大規模の修繕または大規模の模様替に関する認定に係る申請の受付	

別表(17)の項エ中「および掲示」を「、掲示および閲覧」に改め、同表(60)の項中「長浜市」を「大津市、長浜市」に改め、「日野町および」を削り、同項イおよびウを削り、同項エ中「からウまで」を削り、同項エを同項イとし、同表(61)の項中「大津市、」および「、日野町」を削り、同項イおよびウを削り、同項エ中「からウまで」を削り、同項エを同項イとし、同表(61)の３の項チ中「タ」を「ツ」に改め、同項チを同項テとし、同項タの次に次のように加える。

チ　省令第24条第５項の規定による変更の届出の受理 ツ　省令第24条第６項の規定による亡失の届出の受理	

付　則

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際改正後の別表(60)の項に規定する事務に係る法令もしくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては大津市または日野町の長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、大津市もしくは日野町の長がした処分その他の行為または大津市もしくは日野町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。